

## 市第 58 号議案 市の事務所の位置に関する条例の一部改正

### 1 趣旨

現市庁舎の抱える施設・設備の老朽化や執務室の分散化、危機管理機能の強化の必要性などの喫緊の課題を解決する目的で、新市庁舎の移転整備を行うため、市の事務所の位置に関する条例（昭和 34 年 3 月横浜市条例第 2 号）の一部を改正します。

### 2 改正の主な概要

市役所の位置を「横浜市中区港町 1 丁目 1 番地」から「横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10」に変更します。

### 3 施行日

新市庁舎しゅん工後、規則で定める日から施行します。

### 【参 考】地方自治法（抜粋）

第四条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

（第 2 項省略）

○ 3 第一項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の三分の二以上の者の同意がなければならない。

# 市第 46 号議案 横浜市市庁舎移転新築工事技術提案等評価委員会条例の制定

## 1 趣旨

横浜市市庁舎の移転新築工事に係る入札における高度な技術又は優れた工夫を含む提案について審査及び評価を行うため、市長の附属機関として「横浜市市庁舎移転新築工事技術提案等評価委員会」を設置します。

## 2 横浜市市庁舎移転新築工事技術提案等評価委員会の概要

①目的	横浜市市庁舎の移転新築工事にかかる入札における高度な技術又は優れた工夫を含む提案について審査及び評価を行います。
②所掌事務	市長の諮問に応じて、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術提案等の評価項目及び評価基準に関すること。</li> <li>・技術提案等の審査及び評価に関すること。</li> <li>・その他技術提案等の審査及び評価に関し市長が必要と認める事項。</li> </ul> について調査審議し、答申し、又は意見を具申します。
③委員の構成	学識経験者等 5人以内 (構造計画(耐震技術)、設備計画(環境技術)、建築計画、契約制度などを想定)
④委員の任期	2年

## 3 施行日

平成 27 年 4 月 1 日

### 【参考】事業者選定の流れ(予定)



26年度	27年度	
○委員選定 スケジュール調整等	○委嘱 ●評価項目・ 評価基準の審議	○入札公告 ←技術提案等資料受付→ ●技術提案等 に関する審議
		○開札 ○落札者の決定 ○議決 (仮契約) (契約)

●：横浜市市庁舎移転新築工事技術提案等評価委員会開催予定